





管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110000	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	〔提案実現後の事業構想〕 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、「バイオスチール」の転換などが期待できる。また、隣接性窒素のクローニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、閉工場を開放して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていくことである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)においては、THC含有量に含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	再検討要請	【THC含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象としようか?【乱用につながる危険性】→大麻と同管理体制作をすることで対応可能ではないでしょうか?【大麻取締法】→大麻取締法を適用してはならないでしょうか?【国際条約】→規制対象とされた大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同ように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 0 9 0 0 0	岐阜県産業用麻協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	〔提案理由〕 ①持続可能な社会を構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオスチールの転換などが期待できる。また、隣接性窒素のクローニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、閉工場を開放して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていくことである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)においては、THC含有量に含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	再検討要請	【THC含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象としようか?【乱用につながる危険性】→大麻と同管理体制作をすることで対応可能ではないでしょうか?【大麻取締法】→大麻取締法を適用してはならないでしょうか?【国際条約】→規制対象とされた大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同ように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 0 9 0 0 0	バイオスタスワン宮古産産用ヘンプ促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	〔提案理由〕 ①持続可能な社会を構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオスチールの転換などが期待できる。また、隣接性窒素のクローニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、閉工場を開放して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていくことである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)においては、THC含有量に含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	再検討要請	【THC含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象としようか?【乱用につながる危険性】→大麻と同管理体制作をすることで対応可能ではないでしょうか?【大麻取締法】→大麻取締法を適用してはならないでしょうか?【国際条約】→規制対象とされた大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同ように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 0 9 0 0 0	有限会社イー・コーポレーション	広島県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	〔提案実現後の事業構想〕 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②熊本県は豊後造とガラの産地であり、同時に豊表に使う糶糸は、麻糸を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。県はいろいろな製品加工ができ、数種の繊維物であるため、県内の難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、閉工場を開放して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていくことである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)においては、THC含有量に含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	再検討要請	【THC含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象としようか?【乱用につながる危険性】→大麻と同管理体制作をすることで対応可能ではないでしょうか?【大麻取締法】→大麻取締法を適用してはならないでしょうか?【国際条約】→規制対象とされた大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同ように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 0 9 0 0 0	たしろ屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種(地方厚生局長取組部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	〔提案実現後の事業構想〕 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの部品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②熊本県は豊後造とガラの産地であり、同時に豊表に使う糶糸は、麻糸を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。県はいろいろな製品加工ができ、数種の繊維物であるため、県内の難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、閉工場を開放して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としていくことである。また、大麻種子の段階においては、生じた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)においては、THC含有量に含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答された。	再検討要請	【THC含有量が低い大麻であっても一危険性は十分に認めらる。】→THC含有率0%の品種も対象としようか?【乱用につながる危険性】→大麻と同管理体制作をすることで対応可能ではないでしょうか?【大麻取締法】→大麻取締法を適用してはならないでしょうか?【国際条約】→規制対象とされた大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。	C	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同ように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えれば問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 0 9 0 0 0	高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その地貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け案第1第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エール)であっても、テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 ①木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石原料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ②生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、調湿性室素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、難燃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣接して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	—	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生きた大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。							右提案主体の意見を踏まえ検討のうえ回答されたい。	①産業用大麻の品種は、EU諸国の国内法に優先するEU規則に基づいている。添付1、2、これらの品種は、主にフランス政府認可の種子会社が管理しており、証明書を発行することは可能である。添付3、種子の段階で判別しなくても、種子会社の証明書によってTHC含有量を把握し、EU域内で商業栽培されている。よって、同じように種子管理会社の証明書があればTHCの把握は可能である。輸入後の管理体制は、栃木県と同じ管理体制(添付4)を整えられは問題ないと思うがいかがでしょうか。②EU諸国やカナダで実現できている薬物防止と産業利用の区別するには、何がポイントになるか貴省の考え方を教えていただきたい。	1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志願プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省